

別表第6 許可基準

		主屋	付属屋			
			土蔵型	納屋型		
建築物	敷地	建物配置	・地盤高、基礎高を周囲の伝統的建造物と揃える。駐車場を設ける場合を除き、原則として地盤は切り下げない。 ・原則として、玄関のある一階壁面を前面道路境界より2m以上離す。 ・前面道路に対し、妻入り正面を向けた配置とする。	・通常望見される主屋の外観が保護されるよう、適切な位置に配置する。		
		道路境界	・通りの景観に調和するよう、適切な位置に構造物を設ける。			
	構造	階数	・原則として、在来工法による木造軸組とする。用途上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・軒高、梁間、桁行の関係は、周囲の伝統的建造物と調和したものとする。	・地上二階建て以下とする。	・地上一階建てとする。	
		高さ・平面規模	・原則として、正面間口(梁間+下屋)を6.5間未満、軒高は6m以下とする。	・原則として、平面は梁間2.5間以下、桁行4間以下、軒高は3m以上5m以下とする。	・原則として、軒高は3m以下とする。 ・周囲の伝統的建造物と調和した梁間、桁行とする。	
	色彩	・周囲の伝統的建造物と調和した色彩とする。				
	屋根		・妻入りとする。	・妻入り、平入りとも可。		
		形式	・正面を切妻造、もしくは入母屋造とする	・切妻造とする。		
		勾配	・原則として、4～4.5寸勾配の範囲とする。			
		材料	・赤褐色系粘土瓦を用いることを原則とし、瓦を用いない場合は、屋根葺材に赤褐色系の塗装を行う。			
	下屋庇		・原則として一階正面間口一杯および側面に下屋庇を設ける。(入母屋造一階建てを除く)			・周囲の伝統的建造物と調和したものとする。
		形式	・勾配、高さ、軒の出、材料、樋とも、周囲の伝統的建造物と調和したものとする。			
	台所張り出し	・設ける場合、下屋の端部より前方もしくは側方に突き出すよう配置する。この部分に玄関および車庫入口は設けられない。		・台所張り出しは設けない。		
	出入口	・玄関の位置および形式は、周囲の伝統的建造物と調和したものとする。		・周囲の伝統的建造物と調和したものとする。		
	外壁	・原則として、縦板張に準じた意匠とし、歴史的風致を損なわないものとする。				
	窓	・位置および形態は、建築物全体の外観と調和したものとする。 ・金属製建具は、塗装などにより目立たないよう加工する。				
	基礎	・可能な限り板壁で隠す。		・板壁で隠す、もしくは腰石張りとする。	・可能な限り板壁で隠す。	
犬走り	・茶色系のカラーコンクリートなどを用い、歴史的風致を損なわないものとする。					
工作物	門・塀	・原則として、控え部分を含め木製とし、縦板張の塀とする。 ・主屋正面側の道路境界では、地盤面からの高さを0.9m以上1.5m以下とする。その他の道路境界部分は、0.9m以上一階軒高以下とする。				
	土留め・石垣	・道路境界および敷地境界沿いは、ハツリ加工などによる粗い表面仕上げの垂直のコンクリート擁壁などを用い、歴史的風致を損なわないものとする。 ・その他の位置に設ける場合は、茶色系のカラーコンクリートなど用い、歴史的風致を損なわないものとする。				
	階段	・踏み面に自然石を使ったものとする。				
環境整備物件	生垣	・外来種は用いない。 ・主屋正面側の道路境界では、地盤面からの高さを0.9m以上1.5m以下とする。その他の道路境界では、0.9m以上一階軒高以下とする。				
その他	車庫・駐車場	・駐車場と車路は、通常望見される主屋の外観が保護されるよう、適切な位置に配置する。 ・屋根付き駐車場は、主屋および付属屋の許可基準に従う。 ・駐車場の舗装は、茶色系のカラーコンクリート、洗い出し舗装、もしくは脱色アスファルトとする。				
	自動販売機・屋外設備・屋外広告物	・自動販売機、公衆電話、電柱、ゴミ収集箱、道路舗装、道路標識、観光案内板などの道路占有物は、歴史的風致を損なわないものとする。 ・広告物は自家用広告に限るものとし、屋根上には設けない。				
	建築設備	・外部から望見できる位置には露出しないように配慮する。 ・露出した既存の建築設備には、塗装や囲いの設置などにより、周囲の景観と調和するように努める。				
	土地の形質の変更	・変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。 ・空き地が生じた場合は、歴史的風致を損なわないよう管理運用を図る。				
	木竹の伐採・植栽	・歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。 ・空き地や法面などは、歴史的風致を損なわないよう努める。				
	土石類の採取	・採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。				

別表第5 修景基準

	主屋		付属屋			
	二階建下屋付型	葺きおろし型	土蔵型	納屋型		
敷地	建物配置	・地盤、基礎高は現状維持、もしくは旧状に復する。 ・許可基準に従う。		・原則として、玄関のある一階壁面より2m以内、玄関中央と敷地入口中央を結んだ線より左右3m以内に掛からないよう配置する。別図を参照のこと。		
	道路境界	・境界線全長の1/3以上に構造物を設ける。				
構造	階数	・在来工法による木造軸組とする。 ・地上二階建て以下とする。	・地上一階建てとする。	・在来工法による土蔵造とする。 ・地上二階建て以下とする。	・在来工法による木造軸組とする。 ・地上一階建てとする。	
	高さ・平面規模	・軒高は6m以下とする。 ・梁間を3間以上5.5間未満の範囲とし、4.5間以下を基本とする。 ・梁間より桁行が大きい長方形を基本とした平面とする。	・軒高は3.5m以下とする。 ・梁間を4間以上6.5間未満の範囲とし、5.5間以下を基本とする。 ・梁間より桁行が大きい長方形を基本とした平面とする。	・軒高は3m以上5m以下とする。 ・梁間2.5間以下、桁行4間以下とする。	・軒高は3m以下とする。 ・梁間3間以下、桁行4間以下とする。	
色彩	・屋根瓦、壁面、石材部位などにおいて、周囲の伝統的建造物と調和した色彩とする。					
屋根	形式	・妻入りとする。 ・切妻造とする。大棟は原則として建物中心に設け、屋根全体を単純な形状にする。	・正面入母屋造、背面切妻造とする。大棟は原則として建物中心に設け、屋根全体を単純な形状にする。	・妻入り、平入りとも可。 ・切妻造とし、棟は主屋の棟と平行もしくは垂直とする。		
	勾配	・4～4.5寸勾配の範囲とする。				
	材料	・原則として、瓦の形状と色彩および納まりは、周囲の伝統的建造物と調和したものとする。 ・赤褐色系粘土瓦による棧瓦葺きとする。 ・大棟には雁振瓦と鬼瓦を用いず、凝灰岩の棟石を全体に据え、棟端に下がり破風を掛ける。				
	軒廻り	・軒の出と納まりは、周囲の伝統的建造物と調和したものとする。		・漆喰塗の鉢巻を設ける。その上から板で覆うのは可とする。 ・軒の形式は、周囲の伝統的建造物と調和したものとする。		
建築物	下屋庇	形式	・原則、一階正面および側面の間口一杯に下屋庇を設ける。 ・二階壁面から一階壁面までの水平距離は建物規模と調和したものとする。正側面ともその距離は等しくする。	・入母屋屋根の正側面の裾部分を下屋庇と見なす。	・下屋は、道路側を除く一面にのみ、間口一杯に設ける。 ・周囲の伝統的建造物と調和したものとする。	・下屋は設けない。
		勾配	・原則として、屋根と同じ勾配とする。		・原則として、屋根と同じ勾配とする。	
		材料	・原則として、屋根と同じ瓦を用いる。		・原則として、屋根と同じ瓦を用いる。	
		軒廻り	・軒の形式は、周囲の伝統的建造物と調和したものとする。		・軒の形式は、周囲の伝統的建造物と調和したものとする。	
		煙出し	・設ける場合、周囲の伝統的建造物と調和した意匠および大きさとする。		・煙出しは設けない。	
台所張り出し	・設ける場合、下屋の端部より前方もしくは側方に突き出すよう配置する。 ・杉の縦板張りとし、周囲の伝統的建造物と調和した色彩とする。		・台所張り出しは設けない。			
外壁	一階	・軒桁まで縦板張り、もしくは内法より上のみ真壁漆喰塗とする。板は杉材を用い、長さはおよそ6尺までとし、同じ位置で切り揃える。板幅は周囲の伝統的建造物に合わせて広くし、原則6寸以下の材は用いない。		・原則として、躯体表面を漆喰仕上げの後、縦板の掛戸を用い、鉢巻を除く全面を覆う。板は杉材を用い、長さはおよそ6尺までとし、同じ位置で切り揃える。板幅は広くし、原則6寸以下の材は用いない。基礎は板壁で隠す、もしくは腰石張りとする。	・全面縦板張とする。板幅は広くし、原則6寸以下の材は用いない。	
	二階	・棟高まで縦板張り、もしくは軒桁より上を真壁漆喰塗とし、束と妻梁を格子状に組んだ妻飾りを設ける。材種、板幅、長さは一階に合わせる。				
出入口	形式	・原則として、玄関は正面中央近くに設ける。玄関ポーチは設けない。また玄関扉を正面壁面より奥まって設ける場合は、正面壁面の位置に木製の縦格子戸を設ける。 ・木製の縦格子戸を用い、引き違い戸とする。		・原則、下屋部分に設ける。用途上やむを得ない場合は、他の面に別の出入口を設けることも可とする。 ・出入口の建具は、歴史的風致を損なわないものとする。	・原則として、敷地内側に設ける。用途上やむを得ない場合は、道路側に出入口を設けることも可とする。 ・出入口の建具は、歴史的風致を損なわないものとする。	
	材料	・原則として、正面においては窓の面積を抑え、壁面を主体にした構えとする。 ・木製建具を用いる。窓の外に框を組んだ出格子を設けるのは可とする。ただし出格子窓にはしない。				
窓	一階	・正面においては掃き出し窓を設けない。		・原則、妻面の左右中央に設ける。窓の幅は1間までとし、庇、方立を設ける。平の面に設ける場合も、窓の幅は1間までとする。	・窓の幅は1間までとする。	
	二階	・正面に窓を設ける場合、左右対称の横長窓とする。				
工作物	門・塀	・木製の門、塀とし、周囲の伝統的な工作物と調和した意匠とする。 ・天端は笠木又は、瓦葺きとする。 ・塀の高さは、主屋正面側の道路境界では、地盤面からの高さを0.9m以上1.5m以下とする。その他の道路境界では、0.9m以上一階の軒高以下とする。				
	土留め・石垣	・道路境界および敷地境界沿いは、自然石の縁石または垂直のコンクリート擁壁に石張り(淡緑青色の凝灰岩、平積み様式)のものとする。				
	敷石・石段	・淡緑青色の凝灰岩を使ったものとする。				
環境整備物件	生垣	・壁状の整形刈り込み生垣とする。道路側の刈り込み面は、石積み面に沿う位置を基本とする。 ・樹種はトベラ、シャリンバイ、マサキ、イヌツゲ、ツバキ、サザンカ、モチノキとする。 ・主屋正面の道路境界では、地盤面からの高さを0.9m以上1.5m以下とする。その他の道路境界では、0.9m以上一階の軒高以下とする。				
その他	車庫・駐車場	・屋根付き駐車場は、主屋および付属屋の修景基準に従う。				

別表第4 修理基準

		主屋・付属屋
建築物	敷地	・履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。
	構造	・履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。 ・旧状を損なわないよう、然るべき構造補強を図る。
	色彩	・履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。 ・既存の部材をできる限り保存活用する。
	屋根	
	下屋庇	
	外壁	
	窓	
	基礎	
	犬走り	
	内部意匠	・内部を公開する場合に限り、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。
工作物	門・塀	・履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。 ・既存の部材をできる限り保存活用する。
	土留め・石垣	
	敷石・石段	
環境物件	樹木・井戸	・現状維持及び保全に努める。
	庭園	・原則、履歴を調査の上、然るべき旧状に復旧修理する。